

有料職業紹介事業に関する情報開示について

トランスビジョン株式会社

代表取締役社長 ERIK PETERS

2022 年 11 月

トランスビジョン株式会社は、厚生労働大臣に届出を行っている職業紹介事業者（許可番号 14-ユ-300857）です。職業安定法第 32 条の 13、職業安定法施行規則第 24 条の 5 に則り、以下の項目を明示しますので内容をご確認ください。

取扱職種の範囲等

職種：全職種

地域：国内

苦情の処理に関する事項

求職者及び求人者からの苦情については、職業紹介責任者が迅速かつ誠意をもって適切に対応し、その結果については申し出者に通知いたします。

個人情報の取扱いに関する事項

求職者又は求人者から知り得た個人的な情報は、当社の定める「個人情報取り扱い規定」に基づき、適正に取り扱います。

手数料等に関する事項

求職者からの手数料については一切徴収いたしません。

採用が成功した場合、求人者からは、法令に基づき当社が管轄省庁に届け出た手数料上限額（消費税分を含まない金額であり、消費税は別途徴収します。下記参照）の範囲内で、契約等で求人者と合意した人材紹介手数料を申し受けます。また、通常、求人者との間の契約では、求職者が早期退職した場合に人材紹介手数料の一部を返還する規定を設けています。

返戻金制度について

採用決定者が入社日以後 3 ヶ月以内に、自己都合または求人者の就業規則に基づき解雇に至った場合は、受領したサービス利用料の 25% をその退職の通知を受けた日から 1 ヶ月以内に求人者に返還いたします。

但し、採用決定者の死亡・病気など不測の事態による場合ならびに求人者の採用決定者に対する処遇及びその他の労働条件が採用決定時の労働契約内容と著しく異なることに起因する場合はこの限りではありません。

サービスの種類及び内容	手数料の額（上限）及び負担者
求人を受け付ける時の事務費用	1,000 円（税別）
求人・求職の申込みを受理した時以降、求人・求職者に提供する紹介のサービス	成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 50% を上限とします。 （消費税別） 手数料負担者は求人者とします。

求人者情報・個人情報の取扱者、並びに苦情処理の責任者は下記のとおりです。

職業紹介責任者 宮本 綾乃